

初期契約解除について

本書面では初期契約解除に関する内容についてご説明いたします。

なお、詳細なお手続き方法については、後述の『1. 初期契約解除の対象（1）対象サービス』をお申し込み後にお送りする「お申し込み内容のご案内」に同封の「初期契約解除に関するご案内」または弊社ホームページをご覧ください。

弊社ホームページ（<https://flets-w.com/kaio/>）

【はじめにお読みください～初期契約解除制度の概要～】

初期契約解除制度とは、改正電気通信事業法（平成28年5月21日施行）により導入された制度で、FTTHサービス（弊社では「フレッツ 光ネクスト」等が該当）の新規お申し込み等の契約成立後、契約書面（弊社では「お申し込み内容のご案内」と表現）の受領日を初日とした8日が経過するまでの間は、弊社の合意なく、お客さまの通知により契約解除できる制度です。

但し、初期契約解除までの期間のサービス利用料、契約料および工事費につきましても法律にて定められた範囲でご請求させていただきます。また、同時にひかり電話やホームゲートウェイ 無線LANカード等のサービス・端末等をご契約いただいた場合は制度の対象外であるため、それらに係る費用をご請求させていただきます。

なお、本制度は個人のお客さまのみが対象となっており、法人のお客さまは対象外です。

***工事実施前までにお申し込みの取り消しを希望される場合、初期契約解除の通知は不要です。**

工事実施前の取り消しを希望される場合や、ご契約内容についてご不明な点がある場合は、お申し込みいただいた際の営業担当者（弊社または弊社代理店等）までご連絡ください。

1. 初期契約解除の対象

(1) 対象サービス:

フレッツ 光ネクスト/フレッツ 光ライト/フレッツ 光マイタウン ネクスト（ファミリーライトタイプ除く）/
フレッツ 光クロスのFTTHサービス(以下、「対象サービス」)

(2) 対象のご注文: 新規お申し込み/品目変更お申し込み/サービスメニュー変更お申し込み/事業者変更お申し込み

(以下、「対象のご注文」)

※移転、契約者名義変更（譲渡・承継・改称）等のご注文は対象外です。

※法人のお客さまによるご契約は初期契約解除の対象外です。

※上記対象サービスをご契約のお客さまで2016年5月20日以降にお申し込みいただいた方が対象となります。

2. 初期契約解除を通知いただいた場合の効力等

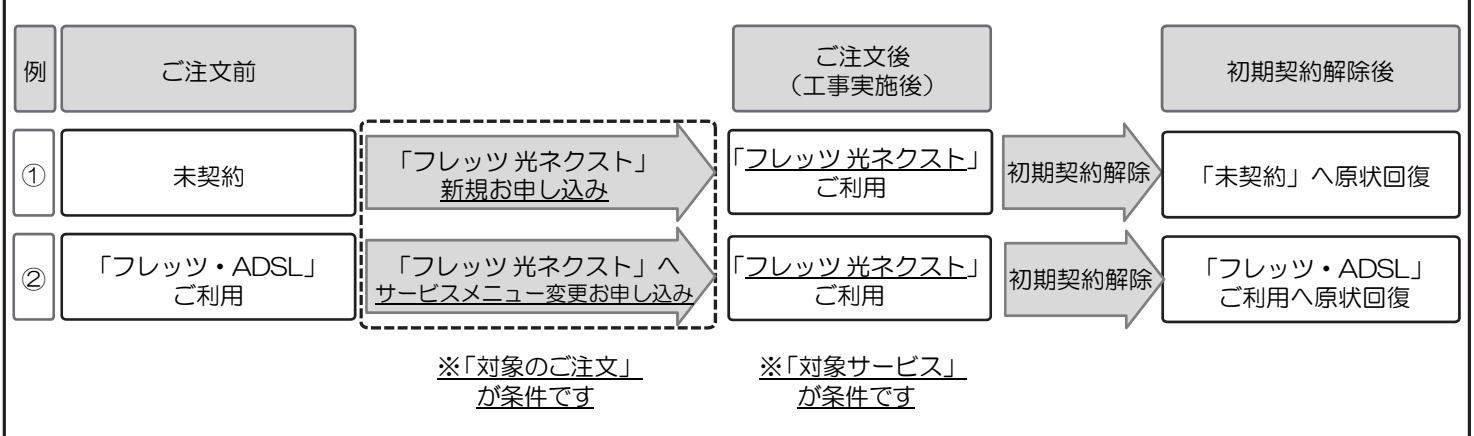
(1) 主な効果: 「対象サービス」の「対象のご注文」については解約金をご負担いただくことなく初期契約解除いただけます。品目変更

またはサービスメニュー変更お申し込みについては変更前のサービスへお戻しいたします。

※品目変更、サービスメニュー変更の初期契約解除に伴い、以下の点にご注意ください。

- ・お客さまID等が変更になる可能性がございます。
- ・ご利用環境によっては変更前のサービスに戻せない場合がございます。
- ・移転が伴う場合であっても移転前住所までお戻しするものではありません。

【表1: 初期契約解除の効果の例】



(2) 効力発生条件: 初期契約解除の効力は以下①～③のすべてを満たした場合に発生します。

- ①後述の『3. 初期契約解除のお手続き方法』に則って通知いただけること
- ②開通日から初期契約解除までの期間における「対象サービス」の月額利用料金、および工事費等について、お客さまへご請求させていただくことをご了承いただけること（各費用の詳細については下記『(3) 請求費用』をご確認ください）
- ③初期契約解除に伴って同時に解約されたオプションサービスまたは付加的な機能がある場合は、その月額利用料金および工事費等についてお客さまへご請求させていただくことをご了承いただけること

(3) 請求費用: 初期契約解除に伴い、以下①～④の費用をご請求させていただきます。

- ①「対象サービス」の月額利用料金については初期契約解除までの費用をご請求させていただきます。なお、定額制もしくは定額部分については開通日から初期契約解除日の前日までの日割り料金、従量部分については初期契約解除に係る工事完了までにご利用いただいた料金となります。

(初期契約解除日の考え方については後述の『3. 初期契約解除のお手続き方法』をご覧ください)

- ②初期契約解除により請求させていただく契約料および工事費は、下記【表2：請求上限金額が適用される費用と請求上限金額】にて規定の範囲でご請求させていただきます。ただし、品目変更およびサービスメニュー変更のご注文を初期契約解除された場合は、変更前のサービスにお戻りする工事費も含めて請求上限金額の範囲でご請求させていただきます。

【表2：請求上限金額が適用される費用と請求上限金額】

請求上限金額が適用される費用	請求上限金額
契約料	880円
派遣を伴う戸建住宅向けの工事費	27,500円
派遣を伴う集合住宅向けの工事費	25,300円
派遣を伴わない工事費	2,200円
夜間・深夜の割増料金	11,220円
土休日の割増料金	3,300円

- ③請求上限金額が適用される費用について、請求上限金額を超えた金額をすでに弊社がいただいている場合は、いただいた金額から請求上限金額を差し引いた金額を返金いたします。但し、時刻指定工事、LAN配線工事、オプションサービスまたは付加的な機能に係る工事費、その他「対象サービス」の提供に通常要さない工事費等については、請求上限金額は適用されず、全額ご請求させていただきます。
- ④初期契約解除に伴って同時に解約された弊社オプションサービスについては、月額利用料金・工事費・解約金等係る費用の全額をお客さまにご請求させていただきます。但し、個別に費用負担不要の規定がある場合はその限りではありません。

3. 初期契約解除のお手続き方法

(1) 通知手段：「対象サービス」をお申し込み後にお送りする「お申し込み内容のご案内」に同封の「初期契約解除に関するご案内」または弊社ホームページをご覧ください、「初期契約解除通知書」（以下に挙げる『(3) 通知事項』を記載した書面。様式について弊社ホームページよりダウンロードも可）を郵送いただくか、お電話でも通知を承っております。弊社ホームページ (<https://flets-w.com/kaijo/>)

(2) 通知期限：「対象サービス」をお申し込み後にお送りする「お申し込み内容のご案内」をお客さまが受領された日から起算して8日以内の通知が対象です。書面通知の場合は消印日が、口頭による通知の場合はお電話した日が8日以内であることが条件となります。なお、当該消印日、またはお電話による通知日が初期契約解除日となります。

(3) 通知事項：「対象サービス」をお申し込み後にお送りする「お申し込み内容のご案内」に記載されている「ご契約者名」「ご利用場所住所」「お客様ID」「お客様の連絡先」等の必要事項をご申告いただく必要があります。

4. その他留意事項

(1) 弊社または弊社代理店等が、初期契約解除に関する事項について、事実と異なる虚偽の説明をしたことにより、お客さまがその内容を事実であると誤認をし、これによって8日間を経過するまでに初期契約解除をしなかった場合、弊社から再度送付する書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は初期契約解除を行うことができます。

(2) 「対象サービス」と併せてご利用いただいていた他の事業者が提供するサービス等については、お客さまより提供事業者へお問い合わせ・ご相談をいただきますようお願いいたします。

※記載の料金は全て税込です。

※記載している内容は、2021年4月1日現在の情報です。